

日本の新たな水際対策 (入国後の待機期間・場所の変更、外国人の新規入国制限の見直し等)

2022年3月1日午前0時以降、以下のとおりオランダから日本への入国後の待機期間・場所の変更や外国人の新規入国制限の見直し等が行われます。

1 待機期間・場所

現在、オランダから日本への入国にあたっては、検疫所が確保する宿泊施設において入国後6日間(入国日は含みません)の待機、退所後1日間の自宅等での待機が求められていますが、3月1日以降、検疫所が確保する宿泊施設での待機は求められなくなります。代わりに、入国時の空港における検査の結果、陰性であれば、原則、入国後7日間(入国日は含まれません)、自宅等で待機をしていただくこととなります。

2 3日目の自主検査

また、入国後3日目(入国日は含まれません)以降に「認められる検査実施機関」で自主的に行った検査(PCR検査又は抗原定量検査)の陰性結果を「MySOS(入国者健康居所確認アプリ)」を通じて入国者健康確認センターに届け出ることによって、その後の自宅等での待機が不要となります(自主的に検査を行わない場合は、7日間の自宅等での待機が必要となります。詳細は、以下の「水際対策の強化に係る新たな措置(27)Q&A」をご確認ください)。

3 ワクチン接種

なお、3月1日以降、オランダから日本への入国に際し、日本で有効とされるワクチンを3回接種済みの方は、入国時の空港における検査で陰性と判定された場合には、入国後の自宅等での待機は求められないこととなります。ワクチンを3回接種したと認められる条件については、以下の「入国後の自宅等待機期間の変更等について(待機期間・場所の一覧表、有効とされるワクチン種類等)」をご確認ください。

4 空港からの移動

3月1日以降、7日間の自宅等での待機のために、空港から自宅等への移動(入国時の検査の結果が陰性で、その検査から24時間以内に移動が完了し、かつ自宅等を目的地とし最短経路での移動を行うものに限られます)については、公共交通機関の使用が可能となります。

5 外国人の新規入国

3月1日以降、外国人の新規入国については、「受入責任者」の管理の下、観光目的以外(商用・就労等の短期滞在、長期滞在等)の入国が認められることとなりました。

事前に「受入責任者」による「入国者健康確認システム(ERFS)」へのオンライン申請が必要です。申請後に「受付済証」が発行されますので、査証申請書等必要書類

に、この「受付済証」を添えて査証を申請してください。

6 第三国への滞在歴

3月1日以降、検疫所宿泊施設での待機対象指定国・地域か否か、有効なワクチンの3回目接種を完了しているか否かにより、入国後の待機期間や待機場所が異なります。オランダから日本へ出発する場合であっても、入国日前14日以内に検疫所宿泊施設での待機対象指定国・地域に滞在歴があるか否かにより、入国後の待機期間や待機場所が異なりますので、注意してください。

7 各種情報

様々なケースにおける入国後の待機期間・場所の一覧表、有効とされるワクチンの種類、日本入国時の検疫手続に必要な証明書等(検査証明書、誓約書、質問票、スマートフォンの携行や必要なアプリの登録等)及び今回の新たな措置に係るQ&Aなどの詳細につきましては、以下の各ホームページをご確認ください。

【参考】

- 水際対策に係る新たな措置について(3月以降の水際措置の見直し)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- 入国後の自宅等待機期間の変更等について(待機期間・場所の一覧表、有効とされるワクチン種類等)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html

- 「水際対策強化に係る新たな措置(27)」Q&A(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000901838.pdf>

- 自費検査を提供する検査機関一覧(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html

- MySOS(入国者健康居所確認アプリ)の登録等(厚生労働省)

<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/pdf-jp/summary.pdf>

- 水際強化措置に係る指定国・地域の変更(令和4年2月24日時点)(外務省)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C018.html

- 外国人の新規入国制限の見直し(入国者健康確認システム(ERFS)へのオンライン申請等)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00341.html

【問い合わせ窓口】

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から:0120-565-653

海外から:+81-3-3595-2176

- 法務省出入国在留管理庁(外国人の日本入国可否について)

日本国内から:03-3580-4111(内線 2796)

日本国外から:+81-3-3580-4111(内線 2796)